

電波監理委員会設置法案附則第四項修正案

電氣通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第一節 電波庁（第三十条―第三十八条）

を削る。

第二節 航空保安庁（第三十九条―第四十四条）」

第二条第十二号から第十四号までを次のように改める。

十二から十四まで 削除

第四条第一項第二号を削り、第三号を第二号とする。

第五条第十八号中「第九号、第三十五条第一号」を「第九号」に、同条二十号中「電氣通信業務、電波管理業務」を「電氣通信業務」に、同条第二十三号中「電氣通信設備」を「電氣通信設備（無線通信設備を除く。）」に改め、同条第二十四号から第三十二号までを削り、第三十三号を第二十四号とする。

第十一条第八号但書を削る。

第十二条第五号中「及び無線電信法（大正四年法律第二十六号）

第六条」を削る。

第十五条第八号及び第九号中「電波庁」を「電波監理委員会」に改める。

第十六条第十五号但書を削り、同条第十六号中「電波庁」を「電波監理委員会」に改める。

第二十四条第二十号中「電波庁」を「電波監理委員会」に改める。

第二十九条中「電波庁」を削る。

「第一節 電波庁」を削り、第三十条から第三十八条までを次のように改める。

第三十条から第三十八条まで 削除

「第二節 航空保安庁」を削る。

第四十五条中「電波技術審議会」及び「電波観測所」を削る。

第四十六条第二項中「（電波技術審議会に諮問する事項を除く。）」を削る。

第四十六条の二及び第四十六条の三を削る。



第四十九条を次のように改める。

第四十九条 削除

第五十条中「及び電波技術審議会」を削る。

第五十四条中「、電波監理長官」を削り、「、附属機関及び地方支

分部局」を「及び附属機関」に改める。

裏面白紙



電波監理委員會設置法附則第四項新舊對照

電氣通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五號）の一部を次のように改正する。

「第一節 電波廳（第三十條、第三十八條）を削る。

第二節 航空保安廳（第三十九條、第四十四條）」

第二條第十二號から第十四號までを次のように改める。  
十二から十四まで 削除

第四條第一項第二號を削り、第三號を第二號とする。

第五條第十四號の二中「電氣通信施設」を「電氣通信施設（無線通信施設を除く。）」に、同條第十四號の三中「電氣通信機械」を「電

氣通信機械（無線通信機械を除く。）」に、同條第十四號の四中「電

氣通信業務」を「電氣通信業務（無線通信業務を除く。）」に、同條

第十四號の五中「電氣通信施設」を「電氣通信施設（無線通信施設を

除く。）」に、「電氣通信用の機器及び素材」を「電氣通信用の機器

及び素材（無線通信用のものを除く。）」に、同條第十八號中「第九號、

第三十五條第一號」を「第九號」に、同條第二十號中「電氣通信業務、

電波管理業務」を「電氣通信業務」に、同條第二十三號中「電氣通信

設備」を「電氣通信設備（無線通信設備を除く。）」に改め、同條第

二十四號から第三十二號までを削り、第三十三號を第二十四號とする。

第九條第一項第十一號の二中「電氣通信施設」を「電氣通信施設（無線通信施設を除く。）」に、同項第十一號の三中「電氣通信機械」を「電

氣通信機械（無線通信機械を除く。）」に、同項第十一號の四中「電

氣通信業務」を「電氣通信業務（無線通信業務を除く。）」に、同項

第十一號の五中「電氣通信施設」を「電氣通信施設（無線通信施設を

除く。）」に、「電氣通信用の機器及び素材」を「電氣通信用の機器

及び素材（無線通信用のものを除く。）」に改める。

第十一條第八號但書を削る。

第十二條第五號中「及び無線電信法（大正四年法律第二十六號）第

六條」を削る。

第十五條第八號及び第九號中「電波廳」を「電波監理委員會」に改



第十六條第十五號但書を削り、同條第十六號中「電波廳」を「電波  
監理委員會」に改める。

第二十四條第二十號中「電波廳」を「電波監理委員會」に改める。  
第二十九條中「電波廳」を削る。

「第一節 電波廳」を削り、第三十條から第三十八條までを次のよ  
うに改める。

第三十條から第三十八條まで 削除

「第二節 航空保安廳」を削る。

第四十五條中「電波技術審議會」及び「電波觀測所」を削る。

第四十六條第二項中「電波技術審議會に諮問する事項を除く。」  
を削る。

第四十六條の二及び第四十六條の三

第四十六條の三を削る。

第四十九條を次のように改める。

#### 第四十九條 削除

第五十條中「電氣通信調整審議會及び電波技術審議會」を「電波  
監理委員會」に改める。

第五十四條中「電波監理長官」を削り、「附屬機關及び地方支  
分郵局」を及び附屬機關」に改める。